中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

（昭和五十二年八月三十日大蔵省令第三十八号）

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。

第一章　総則（第一条―第七条の二）

第二章　中間貸借対照表

第一節　総則（第八条―第十条）

第二節　資産（第十一条―第二十五条）

第三節　負債（第二十六条―第三十一条の三）

第四節　純資産（第三十二条―第三十六条の三）

第五節　雑則（第三十七条―第三十八条の三）

第三章　中間損益計算書

第一節　総則（第三十九条・第四十条）

第二節　売上高及び売上原価（第四十一条―第四十三条）

第三節　販売費及び一般管理費（第四十四条・第四十五条）

第四節　営業外収益及び営業外費用（第四十六条―第四十八条）

第五節　特別利益及び特別損失（第四十九条―第五十三条）

第六節　雑則（第五十四条―第五十七条の二）

第四章　中間株主資本等変動計算書

第一節　総則（第五十八条・第五十九条）

第二節　株主資本（第六十条・第六十一条）

第三節　評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条）

第四節　新株予約権（第六十四条）

第五節　注記事項（第六十五条―第六十八条）

第六節　雑則（第六十八条の二）

第五章　中間キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則（第六十九条―第七十一条）

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第七十二条・第七十三条）

第六章　特定会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条）

第七章　外国会社の中間財務書類（第七十六条―第八十条）

附　則

第一章　総則

（適用の一般原則）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

３　財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

（適用の特例）

第一条の二　国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。

一　財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二　当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（外国会社の特例）

第二条　外国会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社をいう。第七章において同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（定義）

第二条の二　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　中間財務諸表提出会社　法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。

二　財務諸表　財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。

三　中間連結財務諸表　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。

四　キャッシュ・フロー　次号に規定する資金の増加又は減少をいう。

五　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の合計額をいう。

六　デリバティブ取引　財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

七　売買目的有価証券　財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。

八　満期保有目的の債券　財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

九　その他有価証券　財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

十　自己株式　中間財務諸表提出会社が保有する中間財務諸表提出会社の株式をいう。

十一　自社の株式　中間財務諸表提出会社の株式をいう。

十二　自社株式オプション　財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する自社株式オプションをいう。

十三　ストック・オプション　財務諸表等規則第八条第二十六項に規定するストック・オプションをいう。

十四　企業結合　財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

十五　取得企業　財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十六　被取得企業　財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

十七　結合企業　財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

十八　被結合企業　財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

十九　結合後企業　財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

二十　結合当事企業　財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。

二十一　逆取得　財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。

二十二　共通支配下の取引等　財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

二十三　事業分離　財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。

二十四　分離元企業　財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。

二十五　分離先企業　財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。

二十六　金融商品　財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。

二十七　資産除去債務　財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

（中間財務諸表作成の一般原則）

第三条　中間財務諸表は、中間会計期間に係る中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

２　当該中間会計期間の直前の事業年度において財務諸表作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間会計期間において継続して適用しなければならない。

３　中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

（中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載）

第四条　中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　収益及び費用の計上基準

五　外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

六　ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第五条の五において同じ。）の方法

七　中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

八　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載）

第五条　中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

一　会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間財務諸表に与えている影響の内容

二　表示方法を変更した場合には、その内容

三　中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

２　当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当該中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨及び当該変更の内容を注記しなければならない。

（重要な後発事象の注記）

第五条の二　中間貸借対照表日後、中間財務諸表提出会社の当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（リース取引に関する注記）

第五条の三　財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第五条の三の二　財務諸表等規則第八条の六の二第一項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有価証券に関する注記）

第五条の四　財務諸表等規則第八条の七第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第三項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（デリバティブ取引に関する注記）

第五条の五　第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

２　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

３　第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

４　第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

５　第一項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（税効果会計の適用）

第五条の六　法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（中間貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して中間財務諸表を作成しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第五条の七　中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二　開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第五条の八　財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第五条の九　前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

一　付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

二　株式の種類別のストック・オプションの付与数

三　付与日

四　権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）

五　対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）

六　権利行使期間

七　権利行使価格

八　付与日における公正な評価単価

２　前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。

一　契約単位で記載する方法

二　複数契約を集約して記載する方法

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては複数契約を集約して記載してはならない。

一　付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション

二　株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション

三　権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション

４　前三項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第五条の十　財務諸表等規則第八条の十七の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条各項に定める場合を除く。）について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の十七第一項（第九号を除く。）、第二項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「中間財務諸表に」と、同項第九号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十号及び同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第十号及び第三項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（逆取得となる企業結合等が行われた場合の注記）

第五条の十一　財務諸表等規則第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同号ロ中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第四項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

２　財務諸表等規則第八条の十九の規定は、他の企業の取得による企業結合が複数の取引によつて行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第二項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

（共通支配下の取引等の注記）

第五条の十二　財務諸表等規則第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、財務諸表等規則第八条の二十第三項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、財務諸表等規則第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

（共同支配企業の形成の注記）

第五条の十三　財務諸表等規則第八条の二十二の規定は、共同支配企業を形成する企業結合について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離元企業の注記）

第五条の十四　財務諸表等規則第八条の二十三の規定は、重要な事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第四号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離先企業の注記）

第五条の十五　財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（企業結合に関する重要な後発事象等の注記）

第五条の十六　財務諸表等規則第八条の二十五の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離に関する重要な後発事象等の注記）

第五条の十七　財務諸表等規則第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（継続企業の前提に関する注記）

第五条の十八　中間貸借対照表日において、企業が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

（資産除去債務に関する注記）

第五条の十九　財務諸表等規則第八条の二十八（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。

（セグメント情報等の注記）

第五条の二十　企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントの概要

二　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三　前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間貸借対照表計上額又は中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

２　報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一　製品及びサービスごとの情報

二　地域ごとの情報

三　主要な顧客ごとの情報

３　中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一　固定資産の減損損失

二　のれんの償却額及び未償却残高

三　負ののれん発生益

４　前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

５　第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（賃貸等不動産に関する注記）

第五条の二十一　財務諸表等規則第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産（同条第一項に規定する賃貸等不動産をいう。次項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（追加情報の注記）

第六条　この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（注記の方法）

第七条　この規則の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当と認められるものを除き、第四条及び第五条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、第四条の規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

２　第五条の十八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の十八の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第七条の二　中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間貸借対照表

第一節　総則

（中間貸借対照表の記載方法）

第八条　中間貸借対照表の記載方法は、本章の定めるところによる。

２　中間貸借対照表は、様式第四号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第九条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第十条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第十一条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第十二条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第十三条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　現金及び預金

二　受取手形

三　売掛金

四　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。次号において同じ。）で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

六　有価証券

七　たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

八　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第十四条　財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

第十五条　削除

（有形固定資産の区分表示）

第十六条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（減価償却累計額の表示）

第十七条　財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

（減損損失累計額の表示）

第十七条の二　財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

（無形固定資産の区分表示）

第十八条　無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第十六条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

第十九条　財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第二十条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第十六条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第二十一条　財務諸表等規則第三十四条において準用する同令第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第二十二条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第十六条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

第二十三条　財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

（担保資産の注記）

第二十四条　財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第二十五条　削除

第三節　負債

（負債の分類）

第二十六条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第二十七条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び第五十一条から第五十一条の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二十八条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　支払手形

二　買掛金

三　短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。）。ただし、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。

四　リース債務

五　未払法人税等

六　引当金

七　資産除去債務

八　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

４　第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二十九条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　社債

二　長期借入金（金融手形を含む。）。ただし、株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。

三　リース債務

四　引当金

五　資産除去債務

六　その他

２　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

３　前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

４　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第三十条　財務諸表等規則第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。

（偶発債務の注記）

第三十一条　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（手形割引高及び裏書譲渡高の注記）

第三十一条の二　財務諸表等規則第五十八条の二の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した手形について準用する。

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第三十一条の三　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

第四節　純資産

（純資産の分類）

第三十二条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類）

第三十二条の二　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

（資本金の表示）

第三十三条　財務諸表等規則第六十一条の規定は、資本金について準用する。

（新株式申込証拠金の表示）

第三十四条　財務諸表等規則第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

（資本剰余金の区分表示）

第三十五条　財務諸表等規則第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する。

（利益剰余金の区分表示）

第三十六条　財務諸表等規則第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する。

（自己株式の表示）

第三十六条の二　財務諸表等規則第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

（自己株式申込証拠金の表示）

第三十六条の二の二　財務諸表等規則第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第三十六条の二の三　財務諸表等規則第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（新株予約権の表示）

第三十六条の二の四　財務諸表等規則第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

（一株当たり純資産額の注記）

第三十六条の三　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第三十七条　法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金で、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、第十条及び第二十六条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

２　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

３　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

（別記事業の資産及び負債の記載）

第三十八条　財務諸表等規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則（財務諸表等規則第二条に規定する法令又は準則をいう。以下同じ。）の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第三十八条の二　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（特定信託財産の資産及び負債の記載）

第三十八条の三　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号。以下この条及び第五十七条の二第一項において「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号。以下この条及び第五十七条の二第一項において「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（第五十七条の二において「特定信託財産」という。）の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第三十九条　中間損益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

２　中間損益計算書は、様式第五号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第四十条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高（役務収益を含む。以下同じ。）

二　売上原価（役務原価を含む。以下同じ。）

三　販売費及び一般管理費

四　営業外収益

五　営業外費用

六　特別利益

七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第四十一条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第四十二条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第四十三条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第四十四条　販売費及び一般管理費に属する費用は、これを一括し、販売費及び一般管理費を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、販売費及び一般管理費に属する費用を適当と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

（営業損益金額の表示）

第四十五条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第四十六条　営業外収益に属する収益は、これを一括し、営業外収益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外収益に属する収益を適当と認められる項目に分類し、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　営業外収益に属する収益のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該収益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（営業外費用の表示方法）

第四十七条　営業外費用に属する費用は、これを一括し、営業外費用を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外費用に属する費用を適当と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　営業外費用に属する費用のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該費用が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（経常損益金額の表示）

第四十八条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第四十九条　特別利益に属する利益は、これを一括し、特別利益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別利益に属する利益を適当と認められる項目に分類し、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　特別利益に属する利益のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該利益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（特別損失の表示方法）

第五十条　特別損失に属する損失は、これを一括し、特別損失を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別損失に属する損失を適当と認められる項目に分類し、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　特別損失に属する損失のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該損失が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（減損損失に関する注記）

第五十条の二　財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。）について準用する。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第五十条の三　財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。

（中間純損益金額の表示）

第五十一条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額として表示しなければならない。

第五十二条　次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二　法人税等調整額（税効果会計の適用による前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

２　前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

３　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

４　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額等の注記）

第五十二条の二　一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

２　財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。

３　前中間会計期間の末日の翌日から前期末までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前中間会計期間において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、前中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額

４　当中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前項第二号に掲げる事項（同項ただし書により記載を要しない場合を除く。）

三　前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額

５　中間貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当中間会計期間において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、当中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　第三項第二号に掲げる事項（同項ただし書により記載を要しない場合を除く。）

三　前項第三号に掲げる事項（同項ただし書により記載を要しない場合を除く。）

四　当中間会計期間の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額

６　中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、第一項の注記及び第二項から前項までの記載を省略することができる。

第五十三条　削除

第六節　雑則

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第五十四条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第五十五条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

（減価償却額の注記）

第五十六条　当該中間会計期間に係る有形固定資産及び無形固定資産の減価償却額は、有形固定資産と無形固定資産に区分して注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第五十七条　別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

（特定信託財産の収益及び費用の記載）

第五十七条の二　特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前条第二項の規定は、特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合に準用する。

第四章　中間株主資本等変動計算書

第一節　総則

（中間株主資本等変動計算書の記載方法）

第五十八条　中間株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

２　中間株主資本等変動計算書は、様式第六号により記載するものとする。

（中間株主資本等変動計算書の区分表示）

第五十九条　中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

２　中間株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末の貸借対照表及び当中間会計期間末の中間貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節　株主資本

第六十条　株主資本は、前事業年度末残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　株主資本に記載される科目の当中間会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

３　剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

４　中間純利益金額又は中間純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第六十一条　財務諸表等規則第百二条の規定は、その他利益剰余金について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第三節　評価・換算差額等

第六十二条　評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　評価・換算差額等に記載される科目は、当中間会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六十三条　財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第四節　新株予約権

第六十四条　新株予約権は、前事業年度末残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　新株予約権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節　注記事項

（発行済株式に関する注記）

第六十五条　財務諸表等規則第百六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（自己株式に関する注記）

第六十六条　財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と読み替えるものとする。

（新株予約権等に関する注記）

第六十七条　財務諸表等規則第百八条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同条第三項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（配当に関する注記）

第六十八条　財務諸表等規則第百九条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第六節　雑則

第六十八条の二　指定法人が、中間株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章　中間キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第六十九条　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

２　中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第七号又は第八号により記載するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象）

第七十条　中間キャッシュ・フロー計算書は、中間連結財務諸表を作成していない会社が作成するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第七十一条　中間キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第七十二条　財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第七十三条　中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第六章　特定会社の中間財務諸表

（特定会社の中間財務諸表の作成基準）

第七十四条　特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

２　特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第七十五条　指定国際会計基準に準拠して作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号の二に規定する国際会計基準をいう。以下次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

三　特定会社に該当する旨及びその理由

第七章　外国会社の中間財務書類

（外国会社の中間財務書類の作成基準）

第七十六条　外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。）において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

２　外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

３　外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類が前二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には、当該外国会社が提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

４　前三項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

（会計処理基準に関する注記）

第七十七条　前条第一項から第三項までの規定による中間財務書類について、当該外国会社が採用する中間財務書類の会計処理の原則及び手続のうち、本邦における中間財務諸表の会計処理の原則及び手続と異なるものがある場合には、その内容を当該中間財務書類に注記しなければならない。

（表示方法）

第七十八条　第三条第三項及び第五条第一項第二号の規定は、外国会社が提出する中間財務書類について準用する。

２　外国会社が提出する中間財務書類の表示方法のうち、本邦における表示方法と異なるものがある場合には、その内容を当該中間財務書類に注記しなければならない。

（金額表示）

第七十九条　外国会社が提出する中間財務書類に掲記される科目その他の事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記するものとする。この場合においては、本邦通貨への換算に当たつて採用した換算の基準を当該中間財務書類に注記しなければならない。

（注記の方法）

第八十条　第七十七条から前条までの規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

２　第七条第三項の規定は、第七十七条及び第七十八条の規定により注記をする場合に準用する。